(三)　政府対策本部長の指示

政府対策本部長は、(二)の(1)の事態において、第二〇条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県（その区域の全部又は一部が(二)の(1)のロの区域内にある都道府県に限る。）の知事（(四)において「都道府県知事」という。）に対し、必要な指示をすることができることとした。この場合においては、第二〇条第三項及び第四項の規定を準用することとした。（第三一条の五関係）

(四)　感染を防止するための協力要請等

(1)　都道府県知事は、(二)の(1)の事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある(二)の(1)のロの区域（以下この(1)及び(3)において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができることとした。（第三一条の六第一項関係）

(2)　都道府県知事は、(二)の(1)の事態において、当該都道府県の住民に対し、(1)の当該都道府県知事が定める期間及び区域において(1)の要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができることとした。（第三一条の六第二項関係）

(3)　(1)の要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第三一条の六第三項関係）

(4)　都道府県知事は、(1)若しくは(2)の要請又は(3)の命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととした。（第三一条の六第四項関係）

(5)　都道府県知事は、(1)の要請又は(3)の命令をしたときは、その旨を公表することができることとした。（第三一条の六第五項関係）

6　新型インフルエンザ等緊急事態措置の見直し

(一)　施設管理者等が正当な理由がないのに第四五条第二項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第四五条第三項関係）

(二)　特定都道府県知事は、第四五条第一項若しくは第二項の規定による要請又は(一)の命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととした。（第四五条第四項関係）

(三)　特定都道府県知事は、第四五条第二項の規定による要請又は(一)の命令をしたときは、その旨を公表することができることとした。（第四五条第五項関係）

7　事業者に対する支援等

(一)　国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずることとした。（第六三条の二第一項関係）

(二)　国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずることとした。（第六三条の二第二項関係）

8　国の財政上の措置等

国は、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずることとした。（第七〇条第二項関係）

9　新型インフルエンザ等対策有識者会議の見直し

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」（平成二四年八月三日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）に基づく新型インフルエンザ等対策有識者会議について、新型インフルエンザ等対策特別措置法上に位置付けることとした。（第七〇条の二～第七〇条の一〇関係）

10　感染を防止するための協力要請の実効性の確保

(一)　都道府県知事は、５の(四)の(3)の施行に必要な限度において、５の(四)の(1)の要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることとした。（第七二条第一項関係）

(二)　都道府県知事は、６の(一)の施行に必要な限度において、第四五条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第七二条第二項関係）

(三)　６の(一)の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三〇万円以下の過料に処することとした。（第七九条関係）

(四)　５の(四)の(3)の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第八〇条第一号関係）

(五)　(一)若しくは(二)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、当該違反行為をした者は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第八〇条第二号関係）

11　新型コロナウイルス感染症の法的位置付け

二の1に併せて、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法及び当該法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用することとする規定を削除することとした。（附則第一条の二関係）

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正関係

1　新型コロナウイルス感染症の法的位置付け

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとした。（第六条第七項第三号及び第四号関係）

2　都道府県と保健所設置市等の間の情報連携の強化

(一)　都道府県知事は、次に掲げる者について、第一二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一二条第三項関係）

(1)　その管轄する区域外に居住する者　当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所を設置する市又は